

窓空宛名

年 月 日

土浦市長 安藤 真理子

印

## 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払支給決定通知書

先に申請のありました給付費については、次のとおり決定しましたので通知します。

| 事業者番号            |              | 事業者名称          |          |       |      |    |
|------------------|--------------|----------------|----------|-------|------|----|
| 支払件数             |              | 支払金額           |          |       |      |    |
| 振込口座             | 金融機関         |                |          |       |      |    |
|                  | 口座種目         | 口座番号           |          |       |      |    |
|                  | 口座名義人        |                |          |       |      |    |
| 振込予定日            |              |                |          |       |      |    |
| 被保険者番号<br>被保険者氏名 | サービス<br>提供年月 | 受付年月日<br>決定年月日 | 支給<br>可否 | 本人支払額 | 支給金額 | 備考 |
|                  |              |                |          |       |      |    |
|                  |              |                |          |       |      |    |
|                  |              |                |          |       |      |    |
|                  |              |                |          |       |      |    |

(お問合せ先)

土浦市高齢福祉課介護管理係

住 所 300-8686 土浦市大和町9番1号

電話番号 029-826-1111

### 審査請求

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、茨城県介護保険審査会に審査請求をすることができます。（審査請求先）水戸市笠原町978-6 029-301-3332

この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、土浦市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損額を避けるための緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。